

短時間労働者の就業促進のための支援を拡充 ～キャリアアップ助成金の拡充～

就業調整を防ぎ、社会保険の適用拡大を円滑に進める観点から、**短時間労働者の賃金引き上げや、本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすこと**を通じ、人材確保を図る意欲的な事業主を支援します。

※ 「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

現行制度（平成28年4月から）

① 賃金規定等改定（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合

- **すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**

1人～3人：10万円（7.5万円） 4人～6人：20万円（15万円）
7人～10人：30万円（20万円） 11人～100人：1人当たり3万円（2万円）

- **一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**

1人～3人：5万円（3.5万円） 4人～6人：10万円（7.5万円）
7人～10人：15万円（10万円） 11人～100人：1人当たり1.5万円（1万円）

※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）を加算

② 短時間労働者の労働時間延長（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額

- **短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し社会保険を適用した場合 1人当たり 20万円（15万円）**

平成28年10月から「② 短時間労働者の労働時間延長（処遇改善コース）」が拡充されます

※ 本年10月以降の変更内容については、現時点における予定です。

② 短時間労働者の労働時間延長（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額

- **短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し社会保険に適用した場合
1人当たり 20万円（15万円）** 拡充

※ 本年10月から被用者保険の被保険者が501人以上の企業（適用拡大対象企業）を対象に被用者保険の適用拡大が実施され、適用となる労働者の週所定労働時間の要件が「週30時間以上」から「週20時間以上」に変更されます。

※ 今回の支給要件の変更により、引き続き適用拡大対象企業も利用することが可能となり、その他の企業でも対象労働者の範囲が広がり（週25時間以上週30時間未満も利用可）、より利用しやすくなります。

※ 具体的な対象労働者は、**適用拡大対象企業の「週20時間未満の方」（週20時間以上の方で収入要件等により社会保険に適用していない場合を含む）、その他の企業（500人以下）の「週30時間未満の方」と**なります。

※ **適用拡大対象企業は、10月1日付の契約（適用）まで変更前の制度（週25時間未満から週30時間以上に延長し社会保険適用）を利用することができます。**

- **上記① 賃金規定等改定と併せて新たに社会保険に適用した労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長した場合は、1～4時間以上でも助成** 新規

1時間以上：1人当たり 4万円（3万円） 2時間以上：1人当たり 8万円（6万円）
3時間以上：1人当たり12万円（9万円） 4時間以上：1人当たり16万円（12万円）

※ **コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要**です（裏面の人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで）。すでに計画書を提出していても計画変更届の提出が必要になる場合があります。

※ **その他の支給要件等もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください**（支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません）。